令和7年度

事業計画書

社会福祉法人はーとわーく

1　法人本部

１．基本理念及び事業経営等

（１）基本理念

【共育】……　『関わってくださるすべての人と、共に育み、育ちあう』

【私たちは、支援が必要な方やそのご家族の心の幸せを追求します】

（２）経営方針

○　社会的価値の創出

支援を行うことによって、多くの学びがあり成長があります。貴重な体験を社会の中で共有し、福祉だけでなく、医療や教育等様々な分野との連携を通じて、新しい社会的価値を創り出します。

○　社会性のある安定した事業経営

その時々における制度の狭間にあることに目を向け、ソーシャルインクルージョン推進の担い手として、隠れたニーズも見逃さない視点を持つとともに、すべての人々の幸福な人生に寄与するために、安定した事業経営を行うよう心掛けます。

（３）行動指針

○　質の高い福祉サービスの提供と人材の育成

私たちは、質の高い福祉サービスの提供のため、専門性の向上に努めるとともに、すべての職員が安心して働ける労働環境を整え、働きがいのある活力溢れる職場づくりを目指します。

○　地域との共生

私たちは、地域社会における福祉の活動拠点として、関係機関と協働し、地域福祉サービスの推進に積極的に取り組み、地域福祉の発展に寄与します。

○　法令の遵守

私たちは関係法令や社会ルールを遵守し、地域社会から信頼される法人となるように努めます。

○　ニーズに応じた支援の提供

私たちは利用者の主体性を尊重し、そのニーズに応じた適切な支援を行い、その中で利用者及び職員が共に育ちあえることを喜びとします。

○　利他心

私たちはすべてにおいて、相手を思う気持ちを大切にします。

（４）以上の基本理念、経営方針及び行動指針に基づいて、次に掲げる事業経営を行う。

○　第二種社会福祉事業

①　居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護等の障害福祉サービス及び介護保険サービス（ヘルパーステーションここみ）
②　生活介護（ぷれも：定員20名）
③　生活介護（えるも：定員20名）
④　生活介護（くるみ：定員20名）
⑤　放課後等デイサービス（みらい：定員10名）
⑥　単独型短期入所（さらい：定員６名）
⑦　単独短期入所（ここあ：定員8名）
⑧　共同生活援助（あんど：定員7名）

○　公益事業

①　移動支援事業（ヘルパーステーションここみ）
②　日中一時支援事業（ぷれも・みらい）
③　前橋市産後ヘルパー派遣事業
④　前橋市ヤングケアラー訪問支援事業

○　公益的取り組み

①　障害児（者）の療育支援事業等（かりん）
②　群馬県ふくし総合相談支援事業
③　在宅障害児・者の活動場所の提供（りんく）

２．重点事項

社会福祉法人としての期待やニーズに的確に応えられるよう、サービスの改善や他の関係機関及び団体等との連携・共生に努め、次の事項を重点として事業を進めます。

（１）各事業所の適切な運営

それぞれの事業所の課題に真摯に向き合い、利用者ニーズに応えられるよう努めます。
社会情勢をふまえ、健全な運営ができるよう取り組みます。

（２）人材育成と人材確保

職員のスキルアップのための研修体制や評価制度を確立させ、賞与や昇給に反映させる等、やりがいのある職場づくりのために、引き続き人材育成と人材確保に尽力します。
研修委員会を立ち上げ、職員主導で必要な研修をタイムリーに行えるよう整備します。

（３）地域への公益的取り組み

障害者活動支援プロデュース販売促進会、感謝祭、夏祭り、料理教室、療育支援事業（かりん）、ふくし総合相談支援事業等、社会福祉法人として地域に貢献する公益的取り組みについても継続して取り組んでいきます。また、法人所有の場所や物品の貸出等を行い、地域との交流を行います。福祉避難所を設置していることから、法人内で災害対応チームを作り、備蓄品の管理や有事の際を想定した訓練を行っていきます。
又、来年度はNPO法人設立15年、社会福祉法人となって10年になる節目の年であることから、記念式典を行い、広く関係者や地域の方々に楽しんでいただける行事を開催します。

（４）財政基盤の確立

各事業所の経営については、健全な財政基盤の確立のために、サービス提供時間の確保や利用者の確保等に努めます。

（５）ガバナンスの強化等

社会福祉法改正に伴う経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の確保、服務規律の強化等社会福祉法人の制度改革で示された課題の解決に引き続き努めます。
事業所間、職員間での意思の疎通や共通認識等に齟齬が生じないように、管理者の定例

会議（運営会議）を行います。また、各事業所の担当者で構成される委員会を毎月開催し、各委員会における問題提起と解決、各事業所間の意見交換等、積極的に課題解決を行い、サービスの向上に努めます。

法人全体の組織体制を明確にし、報告・連絡・相談を確実に行うことにより、風通しのよい環境作りを目指します。

（６）新たなサービスの提供

利用者のライフステージに応じた新たなサービスの提供等についても、今後の課題として

引き続き検討します。令和5年度に開所した短期入所ここあの利用日数を増やし、利用者の

方の要望に応えていきます。

（７）前橋市内の社会福祉法人との連携と役割の強化

前橋市の社会福祉法人連絡会や群馬県ふくし総合相談支援事業を通し、障害分野だけではなく高齢者や保育所等を抱える他の社会福祉法人の様々な意見を聞き、社会福祉法人としての役割を模索していきます。

また、地域生活支援拠点として、緊急対応受け入れ先としての任務を担えるよう尽力するとともに、各方面からの見学や相談に対応していきます。その中で気づいたことは、前橋市、社会福祉協議会、自立支援協議会等を通じて、声をあげていきます。

３．法人の主な業務

以上の基本理念や重点事項等を踏まえて、法人本部は主として次の業務を行います。

（１）理事会及び評議員会等の開催

①　定例会議

開催時期	会議の種類	主 な 審 議 事 項
令和7年５月	理事会	令和6年度事業報告及び決算報告、監事監査報告
令和7年６月	定時評議員会	令和6年度事業報告及び決算報告、監事監査報告等
令和8年1月又は2月	理事会・評議員会	令和7年度補正予算等
令和8年３月	理事会・評議員会	令和8年度事業計画及び当初予算等

②　臨時会議

定款変更、役員・管理職等の人事等法人運営上の重要事項の審議が必要となった場合は、臨時の理事会又は評議員会を適宜開催します。

また、評議員に欠員が生じた場合は、評議員選任委員会を適宜開催します。

③　決議の省略

緊急に議決しなければならない事項（法人の重要事項を除く）が生じた場合で、理事会又は評議員会の開催が困難な事情がある場合は、決議の省略により議決します。

（２）経営財源確保の徹底

① 各事業所の収支状況を月次試算表等により的確に把握し、また、支援費の請求もれ及び請求誤りの防止策等を徹底します。

② 支援費報酬のレベルの高い報酬加算の確保
手厚い人員配置等や有資格者加配に対する加算については、漏れなく算定できるように手続を行います。

③ 助成金及び補助金等については、積極的に対応し経営財源の確保に努めます。

（３）施設整備借入金等の償還及び借入　　（単位：千円）

事業所	借入年度	借入先	借入目的	借入額	償還済額	残　額	R6年度償還額	備　考
ぷれも	25年度	福祉医療機構	施設整備資金	37,000	26,754	10,246	2,616	
	25年度	NPO法人役員	運営資金及び施設整備資金	34,500	34,500	0	5,000	
みらい	26年度	高崎信用金庫	施設整備資金	17,000	17,000	0	0	
えるも	30年度	福祉医療機構	施設整備資金	70,000	19,675	50,325	3,660	
あんど	3年度	群馬銀行	施設整備資金	30,000	30,000	0	22,500	
くるみ	3年度	福祉医療機構	施設整備資金	100,000	4,190	95,810	3,432	
合　　計				288,500	132,119	156,381	37,208	

1　上記の金額に利息は含まれていません。また、残額は令和７年３月３１日の金額です。

2　くるみ・短期入所ここあの借入金は令和6年1月までは利息だけの支払いとなりました。

（４）人材確保・育成と処遇改善

① 新規職員、中堅職員の人材育成に万全を尽くします。

② 就業規則、給与規程の整備が完了したため、人材開発支援助成金、キャリアアップ助成金等を活用し、手厚い育成ができるよう努めます。

③ 賞与の支給率については毎年引き上げてきましたが、今後も引き続き改善に努めます。

④ 令和7年度も処遇改善加算も一番高いところでとり、職員の給与へ反映します。

⑤ 職員自らの振り返りと目標の設定に効果があがるよう、評価制度を見直します。また、評価制度における年2回の面談の時間が、管理者との意見交換、共有の場となるように努め、その評価を処遇改善加算の配分に適用するとともに、更なる人材育成に努めます。

（５）地域社会との連携強化

① 秋に行う感謝祭は地域の方々に周知されてきたことを踏まえ、今年も更に充実したものとなるよう工夫し、地域との交流を深めます。

② 法人機関誌「はーとわーく通信」については、川曲町住民の皆様にも情報提供できるように、町内会での回覧を継続します。

③ 地域の福祉事業所との連携強化を図ると共に、近隣福祉大学等の実習生の受入、特別支援学校等の見学の受入等に尽力します。

④ 群馬ふくし総合相談支援事業に参加し、広く一般的な相談を受ける体制を強化するとともに、さらなる周知と情報提供を行っていきます。

⑤ 社会福祉法人連絡会で作成した冊子の地域で活用できる場所に「りんく」を掲載、今後も公益事業として位置付け、利用の拡大を進めていきます。

⑥ 令和6年に群馬医療福祉大学と災害時避難連携に関する覚書を取り交わしました。群馬医療福祉大学との合同での避難訓練や、今後は学校、地域とも連携し災害に備えていきます。

（６）研　修

① 内部研修

法人の全職員を対象に月１回の内部研修を次のとおり行います。

月	研　修　内　容	担当	月	研　修　内　容	担当
4	救急救命	くるみ	10	虐待防止・身体拘束適正化	委員会
5	交通安全	ここみ	11	感染症・食中毒予防	委員会
6	感染症・食中毒予防	委員会	12	にやりほっと	本部
7	虐待防止・人権擁護	委員会	1	ハラスメント	ぷれも
8	成年後見制度	本部	2	接遇	あんど
9	防災・BCP	えるも	3	救急救命	みらい

研修委員会において、必要な研修があれば検討し、随時行っていきます。

② 外部研修

外部研修に積極的に職員を派遣してスキルアップに努めます。特に強度行動障害の研修に関しては需要が高まっていること、法人内で支援する強度行動障害の方の割合が増えていることから引き続き積極的に受講します。また、法人内の職員が経験年数等によって必要な知識が得られるよう積極的に研修を受講するよう努めます。

③ 国家資格等取得のための研修もシフト調整を行い積極的に協力します。

（７）広報活動の充実

① 法人パンフレット及びホームページの更新

社会福祉法人の制度改革で示された法人の公開情報（定款、役員名簿、財務諸表、現況報告書、

役員報酬基準、事業計画書等）に変更があった場合は、確実かつ速やかに更新します。

② 法人機関誌「はーとわーく通信」を年３回（４月、８月、12月）発行します。

③ 利用者及び職員を対象とした次の情報誌は、月１回の発行を継続し、情報の共有に努めます。この機関誌は、育児休業等の長期休職者にも送付し、定期的に所属事業所の情報を提供することによって、スムースに復職できるよう援助します。

・ここみ …… 「てるてる」　　・えるも …… 「るんるん」
・ぷれも …… 「わくわく」　　・さらい …… 「きらきら」
・みらい …… 「もこもこ」　　・あんど …… 「にこにこ」
・くるみ …… 「ふわふわ」　　・ここあ ……

④ 関係大学や専門学校等からの事業所紹介や講演依頼は積極的に対応していきます。

（８）備品・設備等の整備

① 古くなった車の入れ替えを行います。

② 送迎車両の整備

・日本財団、年賀寄附金配分金、赤い羽根共同募金、24時間テレビ等の助成金の申請を行います。

③ あんど（GH）を２床増床します。

④ ぷれも（生活介護）の浴室とトイレの改修を行います。

⑤ その他既存事業所の什器備品の整備を行います。

（９）諸規定の変更

① 最低賃金の引き上げに伴う時給の引き上げ、物価高騰に対応すべくベースアップ、定期昇給、役職手当・資格手当等の見直し、処遇改善等を速やかに行い、給与規程等の変更についても、漏れなく行います。

② その他の諸規定の定期的な見直しを行います。

（１０）税額控除対象法人への移行

税額控除対象法人への移行を進め、寄附者の善意に応えるとともに、より多くの人々に支持される社会福祉法人であることを社会に示し、法人の公益性をより強くアピールします。

（１１）法人設立の記念行事の準備

「NPO設立15年」「社会福祉法人設立10年」を記念して行事を行います。

(12)システム管理の整備

古くなったパソコンの入れ替えや、必要な事業所へのソフトの導入等、情報共有がしやすい環境整備を行います。

２　ヘルパーステーションここみ

１．事業所の所在地　　前橋市川曲町１７６番地１

２．事業の目的

介護を必要とする利用者に対して、生活ニーズに添った居宅介護サービス等を提供するとともに、地域にある社会資源との連携を図りながら、利用者の社会参加と自立生活の充実に向けた支援に努めます。

３．事業の種類

（１）障害福祉サービス事業

①　居宅介護（身体介護、家事援助、通院等介助）
②　重度訪問介護（重度の障害のある常時介護が必要な障害者に対する総合的支援）
③　同行援護（視力障害により移動に著しい困難を有する障害者への援助）
④　行動援護（行動障害のある障害者に生じ得る危険を回避するために必要な援護、移動中

や排泄、食事等の援助を適切かつ効果的に行います）

（２）介護保険サービス（高齢者対象）

（３）公益事業

①　移動支援（地域生活支援事業）

②　福祉有償運送

③　前橋市産後ヘルパー派遣事業

④　前橋市ヤングケアラー訪問支援事業

４．職員編成

（R7.4.1現在）

職　　種	常　勤	非常勤	計	備　　考
管理者	1		1	みらい管理者と兼務
サービス提供責任者	6		6	
ヘルパー	0	59(22)	59(22)	他の事業所の兼務者は( )に再掲
事務員				
計	7	59(22))	66(22))))	

注）①　週40時間労働の職員を常勤として計上。

５．利用予定人数

	障害福祉サービス					介護保険	公益事業	備　　考
	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	計	居宅介護	移動支援	
予定人数	１０４ ７７７８	２	３２	13	１５１	１９	５０	

注）サービス区分ごとの予定人数（例えば、障害福祉サービスの居宅介護と公益事業の移動支援の両方のサービスを利用する場合等）は、双方に重複計上。

６．重点事項

（１）職員の定例会議等を実施し、情報の円滑な伝達と共有を行います。

（２）研修・講習会・ケースカンファレンス等を確実に行い、介護知識及び技術の向上に努めます。登録ヘルパーとの情報交換や交流、利用者の状況把握、問題解決の場としてケースカンファレンスには特に重点をおいて行います。

（３）すべての支援の前後にサービス提供責任者とヘルパーがメール等により緊密な連絡をとり、利用者情報等の共有を図ります。

（４）移動支援や通院、同行援護等、福祉有償運送で車両の運転をする場合には、交通法規を遵守して安全運転に努めることを従事者に徹底します。そのための対策を講じるべく、研修を行います。また、昨年より義務化となったアルコールチェックは、ヘルパー１人１人にアルコールチェッカーを渡し、記録に残していきます。

（５）支援中の不注意による紛失や破損がないよう落ち着いた支援を心掛け、余裕をもって支援に入れるようにします。

（６）全体的に職員の年齢があがっているので、ヘルパー事業の必要性ややりがいを伝え次の世代の人材育成に努めるとともに、必要に応じて職員を増員します。

（７）社用車で支援に行けるよう、増車し、整備に努めます。また、安全に走行できるよう、定期点検を必ず行い、事故のないように徹底します。

（８）請求事務や日々の支援についての報告等、IT化を図ります。

７．サービスの概要

（１）共通事項

①　利用者への支援

個々の家庭の状況、今までの生活及び障害特性等に合わせ、一人ひとりに寄り添った支援を行います。定期的に、また変更のあったときはその都度介護計画書を作成し、計画に則り支援を行います。

②　記　録

日々のサービス記録、同行記録やヒヤリハット等を記録し、担当者及び責任者が相互に確認します。また、ヒヤリハットは全職員が把握し、注意を喚起することで、事故等の発生防止に努めます。

③　連　携

相談支援員・訪問看護師・他事業所等との連携を取りながら支援を行います。各ヘル

パー

とサービス提供責任者が密接に連絡・報告を行い、記録をとり、職員間で情報を共有して、

利用者にとってより良い支援につなげます。

④　ケースカンファレンス

利用者別に定期的にケースカンファレンスを行い、情報の共有、報告・連絡・相談を行い

協力体制の構築と問題解決に努めます。

（２）障害福祉サービス事業

①　居宅介護

身体介護、家事援助、通院介助等の支援を、一人ひとりの利用者に寄り添って行う。新任ヘルパーの同行を積極的に行い、関わる人材を確保することで、利用者が継続して地域生活ができるように心掛けます。また、利用者のニーズに応え、より良い支援ができるようスキルアップと工夫に努めます。

②　重度訪問介護

長時間、又は頻回にある支援を、人材確保とスキルアップを行いながら、滞りなく支援できるように努めます。

③　同行援護

同行援護の研修受講を積極的に行い、より専門性の高い支援ができるよう努めます。

④　行動援護

行動障害のある方の状況をよく把握し、生じ得る危険を回避し、安全に支援を行います。

また、行動援護の支援が増加していることから、強度行動障害の研修受講を積極的に行いま

す。

（３）介護保険サービス

定期的に介護計画を立て、ケアマネージャーとの連携を取りながら支援を行います。ケアマネージャーへの報告・連絡・相談を確実に行います。

（４）公益事業（移動支援）

①　利用者の希望に応じた余暇支援ができるよう、また、充実した余暇支援ができるよう、イベント情報等の収集に努め、その情報を共有できるようにし、外出先では安全を最優先にして支援を行います。

②　安全運転、運転マナーに気をつけるよう定期的な研修を行います。

③　前橋市産後ヘルパー事業では、前橋市から要請があった場合、臨機応変に対応し、保護

者

のサポートを行います。

④　ヤングケアラー訪問支援事業では、前橋市のこども支援課と連携をとりながら、問題の把握と理解をした上で、そのご家族をサポートします。

3 ぷれも

１．事業所の所在地　　前橋市川曲町１７６番地１

２．事業の種類

（１）障害福祉サービス事業　　生活介護（定員２０名）

（２）公　益　事　業　　日中一時支援事業

（３）公益的取り組み　　障害児（者）の療育支援事業（かりん）
群馬県ふくし総合相談支援事業

３．事業の目的及び内容

（１）目　的

車椅子利用者を中心とする身体障害者の日中活動の場として、日常生活の支援、創作活動、生産的活動等を行い、自立の促進や身体機能の維持向上等を目的とした社会参加についても支援します。

（２）内　容

個別支援計画の作成、食事の提供、入浴又は清拭、身体の介護、創作的活動、生産的活動、余暇活動、健康管理、送迎その他日常生活に必要な支援、利用者及び利用者家族に対する相談援助等

４．職員構成

(R7.4.1現在)

職　　種	常　勤	非常勤	計	備　　考

管理者	1		1	
サービス管理責任者	1		1	管理者と兼務
生活支援員	8	3	11	
看護職員	1	3	4	
調理員		2	2	
事務員				
作業療法士		1	1	
嘱託医		1	1	
計	10	10	20	

５．利用予定人数

１日平均利用人員　１８名（定員２０名、登録人数２６名）

６．重点事項

（１）利用者の人権を尊重し、自己表現能力にかかわらず、本人の意思に基づいた支援を行います。

そのために、個別支援計画の作成・実施、定期的なモニタリングを確実に実施するとともに、

個別支援会議には本人も参加し意思の尊重を図ります。

（２）医師、看護師、作業療法士等の専門職により、医療的ケア、リハビリ、音楽療法、口腔衛生等についての指導を受け、利用者のより良い生活の保障に努めます。また浴室を改修し、希望に沿った入浴支援を行います。

（３）質の高い福祉サービスを提供できるよう、専門性を向上させる研修や勉強会の機会を作り、情報提供に努めます。全職員が「利他心」を持って行動できるよう、日々の業務を通じて思いやりの気持ちを大切にできる環境を作ります。また、利用者だけでなく職員同士でも支え合う文化を築き温かい職場作りを行います。

（４）自分たちの問題や課題を職員自らが認識し、改善や解決に向けて行動します。問題が発生した時には、指摘される前に自分達で気づき、積極的に改善策を講じることができるような雰囲気作りを行います。

（５）担当者会議にはできる限り複数人で参加し、外部で実施される場合は施設の見学も兼ね、見聞を広めて支援に活かします。

（６）引き続き感染症対策を徹底し、衛生面の強化を図ります。

（７）３ヶ月ごとにぷれもの目標を立て、職員が同じ目標に向かって支援ができるようにします。

７．サービスの概要

（１）生活介護事業

①　利用者への支援

一人一人の利用者に対する支援について職員全員で検討し、目標を設定した個別支援計画に沿って、個人を尊重した、また安全に配慮した支援を実施します。整理された支援内容を実施することによって生まれた時間を有効に利用し、個別課題や外出等楽しめる機会を増やします。

②　連　携

ご家庭・相談支援員・作業療法士・音楽療法士・看護師等との連携を深め、職員間での情報を共有し、利用者にとってより良い支援につなげます。

③　研　修

スキルアップのための研修については、内部・外部を含めた研修を計画的に行い、資格取得等につなげます。火災、水害、地震、不審者等への対応訓練も計画的に行います。

④　会　議

毎日の職員会議において、情報の共有、報告・連絡・相談を行い、職員間の連携、意思統一、協力体制と問題解決に努めます。

（２）公益事業

①　日中一時支援

利用者のニーズに応えるため、利用者の居住市町村と契約を結び、生活介護の支援で時間的に不十分な部分を補います。日中一時支援は生活介護と一体的に実施します。

（３）公益的取り組み

地域の方々に貢献できるよう、群馬県ふくし総合相談支援事業を行います。

４　みらい

１．事業所の所在地　　前橋市川曲町１７６番地１

２．事業の種類

（１）障害福祉サービス事業　　放課後等デイサービス（定員１０人）

（２）公益事業　　日中一時支援事業

（３）公益的取り組み　　障害児（者）の療育支援事業（かりん）

３．事業の目的及び内容

（１）目　的

①　一人ひとりのお子さんとその家族に寄り添うことを基本とし、安全で楽しく過ごせる場所と時間を提供します。

②　将来を見据え、自立につながる支援を行います。発達保障の視点から日々の活動の中での

小さな成長や変化に気付く目を持ち、共に喜び共に成長できるよう努めます。

③　他の関係機関と情報交換を行い、連携して常により良い支援を目指していきます。

（２）内　容

食事、排泄、移動、更衣、整容等の身辺自立への指導又は介護、室内・戸外遊び、感覚刺激や音楽活動により感性を高めることを取り入れた集団活動、感覚統合を養う活動を入れた創作活動、個別相談、送迎サービス等

４．職員構成

（R7.4.1現在）

職　　種	常　勤	非常勤	計	備　　考
管理者	1(1)		1(1)	児童発達支援管理責任者と兼務 児童発達支援管理責任者を兼務( )に再掲
児童発達支援管理責任者	1		1	
児童指導員	1	2	3	
保育士		2	2	
看護職員	1	1	2	
計	3（1）(1)	5	8(1)	

５．利用予定人数

１日平均利用人数　１０名（定員１０名、登録人数　１５　名）

６．重点事項

（１）利用者の人権を尊重し、自己表現能力にかかわらず、本人の意思に基づいた支援を行います。

そのために必要となる個別支援計画の作成・実施、定期的なモニタリング等を確実に実施し、

定期的にケース会議等を開催して問題解決に当たります。

（２）特別支援学校や他の事業所及び家族との連携を強化し、伸び盛りのお子さんの発達を促進できるよう支援に努めます。

（３）長期休暇の計画をしっかり立て、外出等社会体験の機会を増やします。

７．サービスの概要

（１）放課後等デイサービス

① 利用者への支援

一人ひとりの成長に即した発達を保障するために、情報共有、現状把握を丁寧に行います。　成長段階をふまえた個別支援計画にそって、個人を尊重し安全に配慮した支援を実施しま

す。季節の行事や外出等様々な経験を増やし、興味や関心の幅を広げ、楽しみを見つけられるように支援します。

② 連　携

ご家庭・相談支援員・作業療法士・音楽療法士・看護師等との連携を深め、職員間での情報を共有し、利用者にとってより良い支援につなげます。

③ 研　修

スキルアップのために内部・外部研修を積極的に取り入れます。

④ 会　議

毎日の連絡会議において、情報の共有、報告・連絡・相談を行い、支援の確認をし、問題解決に努めます。活動時の役割分担を明確にし、個々の課題を会議で共有します。定期的に行う支援会議等において、利用者一人一人の状況を把握し、職員間の連携、意思統一とより良い支援に向けての工夫を重ねます。

（２）公益事業

① 日中一時支援

放課後等デイサービスの支援で時間的に不十分な部分を補うための支援で、放課後等デイサービスと一体的に実施します。

（３）公益的取り組み…療育支援事業（かりん）

ご家族の思いを共有して情報の提供を行い、地域で生活する障害児のスキル向上に向けた取り組みを実施します。

５ えるも

１．事業所の所在地　　前橋市川曲町１７５番地３

２．事業の種類

（１）障害福祉サービス事業　　生活介護（定員２０名）

（２）公益的取り組み　　群馬県ふくし総合相談支援事業

３．事業の目的及び内容

（１）目　的

知的障害のある方の日中活動の場として、日常生活の支援、創作活動、生産的活動等を行い、自立の促進や身体機能の維持向上等を目的とした社会参加についても支援します。

（２）内　容

個別支援計画の作成、食事の提供、入浴又は清拭、身体の介護、創作的活動、生産的活動、余暇活動、健康管理、送迎その他日常生活に必要な支援、利用者及び利用者家族に対する相談援助等

４．職員構成　　（R７.4.1現在）

職　　種	常　勤	非常勤	計	備　　考
管理者	1		1	
サービス管理責任者	1		1	
生活支援員	11(3)	5	16	

看護職員	1		1	
調理員		2	2	
事務員	1		1	
作業療法士		1	1	
嘱託医		1	1	
計	15	9	24	

※えるも・さらい職員を計上（事業所番号が同じであり、どちらにも支援に入るため）

５．利用予定人数

１日平均利用人員　２０名（定員２０名、登録人数１８名）

６．重点事項

（１）利用者の人権を尊重し、自己表現能力にかかわらず、本人の意思に基づいた支援を行います。

そのために、個別支援計画の作成・実施、定期的なモニタリングを確実に実施するとともに、

個別支援会議は本人同席のもと、意思の尊重を行います。

（２）専門職による指導を受け音楽療法や個別の課題を設定して取り組みます。また、強度行動障害　者が半数を占めているため、その対応ができるよう知識と技術の習得に努めます。また、そのた　めの研修は積極的に受けます。

（３）利用者の障害についての理解を深め、豊かな時間が過ごせるように配慮します。又、様々な体験を積めるように、社会参加の機会を積極的に設けます。

（４）計画的に予定をたて、外出を行います。

（５）定例会議・研修会を行うとともに、小グループでの検討も行い、臨機応変かつタイムリーに、課題等の問題提起と解決、情報の伝達と共有を行います。

７．サービスの概要

（１）生活介護事業

①　利用者への支援

一人ひとりの利用者に対する支援について支援員全員で検討し、目標を設定した個別支援計画に沿って、個人を尊重した、また安全に配慮した支援を実施します。また、障害特性に応じたグループ分けを行い、落ち着いて活動ができる環境を作ります。

②　連　携

ご家庭・相談支援員・作業療法士・音楽療法士・看護師等との連携を深め、職員間での情報を共有し、利用者にとってより良い支援につなげます

③　研　修

スキルアップのための研修については、内部・外部を含めた研修を計画的に行い、資格取得や支援の質の向上等につなげます。特に強度行動障害については、利用者の半数が該当することから研修を受講し、資格を取得します。火災、水害、地震、不審者等への対応訓練も計画的に行います。

④　会　議

毎日の職員会議において、情報の共有、報告・連絡・相談を行い、職員間の連携、意思統一、協力体制と問題解決に努めます。

（２）公益事業

日中一時支援が必要な利用者はぷれもと契約し、生活介護の支援で時間的に不十分な部分を補います。

（３）公益的取り組み

地域の方々に貢献できるよう、療育支援事業（かりん）及び群馬県ふくし総合相談支援事業を行います。

６ さらい

１．事業所の所在地　　前橋市川曲町１７５番地３

２．事業の種類

（１）障害福祉サービス事業　　単独型短期入所（定員６名）

３．事業の目的及び内容

（１）目　的

①　居宅において介護を行う家族の疾病その他の理由により、在宅での生活が困難になった障害者の方を短期間入所させて、食事及び排泄介護等の必要な支援を行います。

②　支援に当たっては、一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活ができるだけ連続したものとなるように配慮して支援します。

（２）内　容

①　食事の提供、入浴又は清拭、身体の介護、健康管理、送迎、その他の日常生活に必要な支援を行います。

②　障害支援区分が１以上の方を当面の利用対象者とし、障害児及び医療的ケアが必要な方は

当面は対象外とする。

４．職員構成

（R７.4.1現在）

職　　種	常　勤	非常勤	計	備　　考
管理者	1		1	
サービス管理責任者	1		1	
生活支援員	11(3)	5	16	
看護職員	1		1	
調理員		2	2	
事務員	1		1	
作業療法士		1	1	
嘱託医		1	1	
計	15	9	24	

※えるも・さらい職員を計上（事業所番号が同じであり、どちらにも支援に入るため）

５．利用予定人数

１日平均利用人員　５～６名（定員６名、登録予定人数　１５０名）

６．重点事項

（１）担当職員の確保と教育

新規利用者の宿泊を伴う支援を行うため、幅広い知識と技術を学べるよう研修を行います。また、連絡調整を的確に行えるようにします。支援を行う中で不都合が生じた時に

は、その都度問題提起を行い、解決に努めます。

夜間勤務及び宿直勤務については、その要員確保に尽力します。

（２）心身の状況の把握

①詳細なアセスメントをとり、必要な情報を的確に把握できるように努めます。

②家族及び利用事業所、相談機関等との連携を密にし、職員間で情報共有を行い、実際の支援に生かせるよう尽力します。

（３）利用の調整

多くの人が公平に利用できるよう、利用の調整を行います。また、緊急的な利用ニーズ対しても柔軟に対応できる体制を確立することに尽力します。

(4)事業の公平性

特別な理由なく特定の利用者が長期利用とならないよう公平な事業運営を目指します。

(5)特性に応じた配慮

身体・知的に障害のある様々な人の利用が見込まれることから状況把握とともに、希望や了承を得た上で、より安全な睡眠の確保のため、鍵や監視カメラを利用し、安全を確保します。

(6)家庭との連携

短期入所事業の特色として、様々な障害をもった多くの人を受け入れることが予測されることから、詳細な記録をとり、ご家族に報告を行うことで、安心して利用していただけるよう尽力します。短期入所の通信「きらきら」を年２回以上発行します。

（７）緊急対応

家族の入院等、緊急時の対応を可能な限り行い、必要な時に役立つ社会資源になることを目指します。また、前橋市の緊急対応受け入れ事業所としての役割を果たしていきます。

（８）地域交流

様々な事業所からの利用があるため、事業所間での交流を行い、さらいの中で良いコミュニケーションがとれるよう尽力します。一方、多くの人が利用されることから、感染症の伝染元とならないよう、細心の注意を払うとともに、事業継続ができるよう努めます。

（９）その他

季節ごとにお楽しみイベントを行い、楽しい時間を提供します。

７ あ ん ど

１．事業所の所在地　　前橋市川曲町１６２番地

２．事業の種類

（１）障害福祉サービス事業　　共同生活援助（定員７名）

３．事業の目的及び内容

（１）目　的

①　障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、

入浴、排泄又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。

2　支援に当たっては、一人ひとりの意思及び人格を尊重し、日中活動事業所との連携を密にし、共同生活援助と日中の生活ができるだけ連続したものとなるように配慮して支援します。

（２）内　容

①　食事の提供、入浴又は清拭、身体の介護、健康管理、金銭管理、余暇支援その他の日常生活に必要な支援を行います。

②　医療的ケアが必要な方は当面は対象外とします。

４．職員構成

（R７.4.1現在）

職　　種	常　勤	非常勤	計	備　　考
管理者	1(1)		1 （1）	サービス管理責任者を兼務
サービス管理責任者	1		1	
支援員	2	5(1)	7(1)	
世話人	2(1)	3(1)	5(2)	
計	6(1)	8(2)	14(4)	

５．利用予定人数

１日平均利用人員　７名（定員７名）

６．重点事項

（１）担当職員の確保と教育

生活に必要な職員の確保に努めます。また、障害種別によって支援の方法が違うことから、特色を理解できるよう研修を行います。

夜間勤務及び宿直勤務については、その要員確保に尽力します。

（２）心身の状況の把握

①詳細なアセスメントをとり、必要な情報を的確に把握できるように努めます。

②家族及び利用事業所、相談機関等との連携を密にし、職員間で情報共有を行い、実際の支援に生かせるよう尽力します。

（３）感染症対策

毎日同じメンバーで生活を行うことから、感染対策を怠らず、持ち込まない、持ち出さない、ことを念頭に支援を行います。

（４）健康観察

元気に過ごせるよう、日々の健康観察や服薬を確実に行い、異常や変化があった時には、嘱託医への相談、受診を速やかに行います。また、月に一度の往診を実施します。

(5)特性に応じた配慮

身体・知的に障害のある人の利用となることから状況把握とともに、希望や了承を得た上で、鍵や監視カメラを利用し、安全を確保します。また、身体的、病状的に特に注意が必要な方には、家族との協力体制、医療機関との情報共有等をしっかり行い、安心・安全はもとより、豊かな時間が過ごせるよう配慮します。

(6)家庭との連携

詳細な記録をとり、ご家族に報告を行うことで、安心して利用していただけるよう尽力します。また、その貴重な経験を法人全体で活かし、スキルアップにつなげることを目指します。

（７）緊急対応

緊急時の対応ができるよう、研修を行うとともに、嘱託医である中田クリニックとも連携をとります。また、日頃より、利用者の状況を詳細に把握し、速やかに対応できるようにしていきます。

（８）事業運営

２床増床し、常時満床を目指し安定した運営を行います。

（９）地域交流

「居住」となることから、より一層地域との関わりを大切にし、地域住民の一人として生活ができるように支援します。一方、感染症の伝染元とならないよう、細心の注意を払います。また、移動支援の利用だけではなく、皆で外出できる機会を増やします。

（１０）地域連携推進会議

障害のある方々がその人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指し、地域の関係者を含む外部の目を入れた会議を１年に１回以上開きます。

８ くるみ

１．事業所の所在地　　前橋市川曲町１７番地１

２．事業の種類

（１）障害福祉サービス事業　　生活介護（定員２０名）

（２）公益的取り組み　　群馬県ふくし総合相談支援事業
福祉避難所

３．事業の目的及び内容

（１）目　的

知的障害、難病等対象者の方の日中活動の場として、日常生活の支援、創作活動、生産的活動等を行い、自立の促進や身体機能の維持向上等を目的とした社会参加についても支援します。

（２）内　容

個別支援計画の作成、食事の提供、入浴又は清拭、身体の介護、創作的活動、生産的活動、余暇活動、健康管理、送迎その他日常生活に必要な支援、利用者及び利用者家族に対する相談援助等

４．職員構成

（R７.4.1現在）

職　　種	常　勤	非常勤	計	備　　考
管理者	1		1	
サービス管理責任者	1		1	
生活支援員	4(2)	7	11(2)	
看護職員	1		1	
調理員		1	1	
事務員				
作業療法士		1	1	
嘱託医		1	1	
計	7(2)	10	17(2)	

※くるみ・ここあ職員を計上（事業所番号が同じであり、どちらにも支援に入るため）

５．利用予定人数

１日平均利用人員　１７名（定員２０名）

６．重点事項

（１）利用者の人権を尊重し、自己表現能力にかかわらず、本人の意思に基づいた支援を行います。

そのために、個別支援計画の作成・実施、定期的なモニタリングを確実に実施します。
また、個別支援会議は本人同席のもと、意思の尊重を行います。

（２）音楽療法や個別の課題を設定し取り組みます。また、強度行動障害者、難病対象者の対応もできるよう知識と技術の習得に努めるとともに、利用者への理解を深めます。

（３）様々な体験を積めるように、外出や外食等社会参加の機会を積極的に設けます。

（４）地域の中で充実した生活が営めるように、社会資源との連携を深めます。又、感謝祭等の法人行事への地域住民の参加を促し、事業所の活動に対する理解を深めるよう努めます。

（５）定例会議では、課題等の提起と解決、情報の伝達と共有を行います。

（６）障害特性が多岐にわたるため、グループに分け、それぞれにあった支援を提供できるよう工

夫します。また、年4回勉強会を開き、スキルアップを図ります。

７．サービスの概要

（１）生活介護事業

① 利用者への支援

一人ひとりの利用者に対する支援について支援員全員で検討し、目標を設定した個別支援計画に沿って、個人を尊重した、また安全に配慮した支援を実施します。一人一人の利用者への理解を深め楽しい時間を提供します。

② 連 携

ご家庭・相談支援員・作業療法士・音楽療法士・看護師等との連携を深め、職員間での情報を共有し、利用者にとってより良い支援につなげます。

③ 研 修

スキルアップのための研修については、内部・外部を含めた研修を計画的に行い、資格取得や支援の質の向上等につなげます。特に強度行動障害者、難病対象者については、専門的知識も必要となることから勉強会、研修を行います。火災、水害、地震、不審者等への対応訓練も計画的に行います。

④ 会 議

毎日の職員会議において、情報の共有、報告・連絡・相談を行い、職員間の連携、意思統一、協力体制と問題解決に努めます。

（２）公益事業

日中一時支援が必要な利用者はぷれもと契約し、生活介護の支援で時間的に不十分な部分を補います。

（３）公益的取り組み

地域の方々に貢献できるよう、療育支援事業（かりん）及び群馬県ふくし総合相談支援事業を行います。

福祉避難所を整備したことから、災害時等に一般の避難場所が利用できない障害者や高齢者の方々に安全に安心して利用していただけるよう、備品等の整備と訓練を行います。

９ ここあ

１．事業所の所在地　　前橋市川曲町１７番地１

２．事業の種類

（１）障害福祉サービス事業　　単独型短期入所（定員８名）

３．事業の目的及び内容

（１）目　的

① 居宅において介護を行う家族の疾病その他の理由により、在宅での生活が困難になった障害者の方を短期間入所させて、食事及び排泄介護等の必要な支援を行います。

② 支援に当たっては、一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活ができるだけ連続したものとなるように配慮して支援します。

（２）内　容

① 食事の提供、入浴又は清拭、身体の介護、健康管理、送迎、その他の日常生活に必要な支援を行います。

② 障害支援区分が１以上の方を当面の利用対象者とし、障害児及び医療的ケアが必要な方は当面は対象外とします。

③ エレベーターがなく、二階で行うため、利用する方は二階に上がれる方が対象となります。

４．職員構成

（R７.4.1現在）

職　　種	常　勤	非常勤	計	備　　考
管理者	1		1（1）	
サービス管理責任者	1		1	
生活支援員	4(2)	7	11(2)	
看護職員	1		1	
調理員		1		
事務員				
嘱託医		1	1	
計	7(2)	10	17(2)	

※くるみ・ここあ職員を計上（事業所番号が同じであり、どちらにも支援に入るため）

５．利用予定人数

１日平均利用人員　７～８名（定員８名、登録予定人数　５０名）

６．重点事項

（１）担当職員の確保と教育

新規利用者の宿泊を伴う支援を行うため、幅広い知識と技術を学べるよう研修を行います。また、連絡調整を的確に行えるようにします。支援を行う中で不都合が生じた時には、その都度問題提起を行い、解決に努めます。

夜間勤務及び宿直勤務については、その要員確保に尽力します。

先に事業を開始している「さらい」との連携、情報共有を行い、支援がスムースにいくよう努めます。

（２）心身の状況の把握

①詳細なアセスメントをとり、必要な情報を的確に把握できるように努めます。

②家族及び利用事業所、相談機関等との連携を密にし、職員間で情報共有を行い、実際の支援に生かせるよう尽力します。

（３）稼働率の向上

利用希望のとり方を確立し、関係機関・事業所等に周知するとともに、短期入所に対応できる人材育成を行い、稼働率の向上を目指します。また、緊急的な利用ニーズ対しても柔軟に対応できる体制を確立することに尽力します。

(4)事業の公平性

特別な理由なく特定の利用者が長期利用とならないよう公平な事業運営を目指します。

(5)特性に応じた配慮

身体・知的に障害のある様々な人の利用が見込まれることから状況把握とともに、希望や了承を得た上で、鍵や監視カメラを利用し、安全を確保します。

(6)家庭との連携

短期入所事業の特色として、様々な障害をもった多くの人を受け入れることが予測されることから、詳細な記録をとり、ご家族に報告を行うことで、安心して利用していただけるよう尽力します。また、その貴重な経験を法人全体で活かし、スキルアップにつなげることを目指します。

（７）緊急対応

家族の入院等、緊急時の対応を可能な限り行い、必要な時に役立つ社会資源になることを目指します。また、前橋市の緊急対応受け入れ事業所としての役割を果たしていきます。

（８）地域交流

様々な事業所からの利用があるため、事業所間での交流を行い、さらいの中で良いコミュニケーションがとれるよう尽力します。一方、多くの人が利用されることから、感染症の伝染元とならないよう、細心の注意を払います。